

## 公益財団法人小山市スポーツ協会加盟団体等運営等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小山市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第5条に定める各加盟団体が地域スポーツの振興と競技力の向上を図るために行う活動等に対して交付する加盟団体等運営等補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金として交付する費目は、次に掲げるものとする。

- (1) 運営費
- (2) 会場使用料
- (3) スポーツ少年団育成費

(補助の基準)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる費目ごとに定めた基準により算定した額とする。

(1) 運営費

各種目別競技団体(スポーツ少年団)・学校体育団体・各企業の体育団体・その他の体育団体		地域別体育団体	
登録人数	補助金の額	登録世帯数	補助金の額
50人未満	20,000円	2,000未満	50,000円
50人以上100人未満	30,000円	2,000以上4,000未満	60,000円
100人以上200人未満	40,000円	4,000以上6,000未満	70,000円
200人以上400人未満	50,000円	6,000以上8,000未満	80,000円
400人以上800人未満	80,000円	8,000以上10,000未満	100,000円
800人以上1,500人未満	100,000円	10,000以上13,000未満	120,000円
1,500人以上3,000人未満	130,000円	13,000以上16,000未満	140,000円
3,000人以上5,000人未満	170,000円	16,000以上20,000未満	170,000円
5,000人以上	180,000円	20,000以上	180,000円

(2) 会場使用料

会場使用料の補助について、小山市内の施設管理者の使用料減免措置の対象とならない会場を次のア、イ、ウの基準により使用したときは、会場使用料の2分の1以内もしくは限度額50,000円以内とし補助する。

ア 各加盟団体等が主催者又は主管者として大会運営費を支出した事業。

イ 小山市内の公共施設が利用できない場合又は大規模事業により公共施設だけでは対応できない場合は補助することができる。

ウ 栃木県立県南体育館を小山市総合競技選手権大会の会場として使用するとき、施設使用料（早朝使用料を除く。）のみを補助対象とし、備品使用料は補助対象外とする。

(3) スポーツ少年団育成費

スポーツ少年団の運営・育成費として登録人数（前年度の協会登録料納入済額人数）に対し1人当たり100分の50を補助する。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする加盟団体等（以下「申請者」という。）は、6月末日までに、加盟団体等運営等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号の内容

の分かる書類及び年度役員報告書（別記様式第2号）を添えて、協会会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 同 収支決算書
- (3) 申請年度事業計画書
- (4) 同 収支予算書
- (5) 会場使用料にあつては、内容の確認ができる領収書の写し

(重複申請の制限)

第5条 この規程に定める補助の対象について、既に他の補助を受けているものについては、申請を行うことができない。

2 協会会長は、補助金の交付がされた後に、前項の申請がされたことが判明したときは、補助金の返還を求めることができる。

(交付決定等)

第6条 協会会長は、前項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに総務委員会にその審査を行わせる。

2 総務委員会は、前項の申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定の上、協会会長に報告する。

3 協会会長は、総務委員会から報告があつたときは、その内容を確認の上決定し、当該申請者にその旨を通知し、速やかに補助金を交付する。

(変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月7日より施行する。(各種様式の元号を除く。)

附 則

この規程は、令和3年4月1日より一部改正し施行する。(第3条第3号組織拡充事業費の削除。)

附 則

この規程は、令和3年4月1日より一部改正し施行する。(第3条第3号削除に伴い、第3条第4号から第3条第3号の規定に繰り上がり、スポーツ少年団育成費1人当たり100分の50へ改正。)

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。(法人の名称変更)

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。(補助金等の変更)